

労災認定基準の整理票

	意思疎通能力	問題解決能力	持続力・持久力	社会行動能力
A 少少の困難はあるが概ね自力ができる (わずかに喪失)	<p>①特に配慮してもらわなくても、職場で他の人と意思疎通をほぼ図ることができる。</p> <p>②必要に応じ、こちらから電話をかけることができ、かかってきた電話の内容をほぼ正確に伝えることができる。</p>	<p>①複雑でない手順であれば、理解して実行できる。</p> <p>②抽象的でない作業であれば、1人で判断することができ、実行できる。</p>	概ね8時間支障なく働ける。	障害に起因する不適切な行動はほとんど認められない。
B 困難はあるが概ね自力ができる (多少喪失)	<p>①職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を感じることがあり、ゆっくり話してもらう必要が時々ある。</p> <p>②普段の会話はできるが、文法的な間違いをしたり、適切な言葉を使えないことがある。</p>	AとCの中間	AとCの中間	AとCの中間
C 困難はあるが多少の援助があればできる。 (相当程度喪失)	<p>①職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を感じることがあり、意味を理解するためににはたまには繰り返してもらう必要がある。</p> <p>②かかってきた電話の内容を伝えることはできるが、時々困難を感じる。</p>	<p>①手順を理解することに困難を感じることがあり、たまには助言を要する。</p> <p>②1人で判断することに困難を感じることがあり、たまには助言を必要とする。</p>	障害のために予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督がたまには必要であり、それなしには概ね8時間働けない。	障害に起因する不適切な行動がたまには認められる。
D 困難はあるがかなりの援助があればできる。 (半分程度喪失)	<p>①職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を感じることがあり、意味を理解するためにには時々繰り返してもらう必要がある。</p> <p>②かかってきた電話の内容を伝えることに困難を感じることが多い。</p> <p>③単語を羅列することによって、自分の考え方を伝えることができる。</p>	CとEの中間	CとEの中間	CとEの中間
E 困難が著しく大きい (大部分喪失)	<p>①実物を見せる、やってみせる、ジェスチャーで示す、などのいろいろな手段と共に話しかければ、短い文や単語くらいは理解できる。</p> <p>②ごく限られた単語を使ったり、誤りの多い話し方をしながらも、何とか自分の欲求や望みだけは伝えられるが、聞き手が繰り返して尋ねたり、いろいろと推測する必要がある。</p>	<p>①手順を理解することは著しく困難であり、頻繁な助言がなければ対処できない。</p> <p>②1人で判断することは著しく困難であり、頻繁な指示がなければ対処できない。</p>	障害により予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督を頻繁に行っても半日程度しか働けない。	障害に起因する非常に不適切な行動が頻繁に認められる。
F できない (全部喪失)	職場で他の人と意思疎通を図ることができない。	課題を与えられてもできない。	持続力に欠け働くことができない。	社会性に欠け働くことができない。